

第3回定例会（会議録）

開催日	令和3年3月24日（水）
開催場所	美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室
開催時間	午後2時00分～午後4時00分
出席委員	堀江徹二郎、小笠原英司、南谷恵美子、溝口正己
欠席委員	佐藤明美
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第13号 あま市小中学校あり方検討委員会要綱について</p> <p>議案第14号 あま市教育委員会事務局組織規則の一部改正について</p> <p>議案第15号 押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則について</p> <p>議案第16号 あま市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について</p> <p>議案第17号 あま市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱について</p> <p>議案第18号 あま市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱について</p> <p>議案第19号 後援申請について</p> <p>議案第20号 あま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について</p> <p>議案第21号 特別支援学級の入退級について（非公開）</p> <p>議案第22号 適応指導教室の入室について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あま市学校給食費事務取扱要領について ・あま市通級指導教室実施要領の一部改正について ・令和3年度学校医等の委嘱について ・令和3年度あま市学校給食センター物資選定委員会委員について ・令和3年度美和図書館運営協議会委員について ・令和3年度生涯学習施設免除団体について ・令和3年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体について ・区域外就学申請について（非公開） ・指定学校変更申請について（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（非公開） ・就学援助費の受給審査について（非公開） ・公文書公開請求について（非公開） ・公文書任意開示について（非公開）

議 事 日 程	<ul style="list-style-type: none">・あま市内教職員人事案件について（非公開）・生徒指導（令和2年度2月）について（非公開）
---------	---

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言) (あいさつ) 前回の議事録を承認願います。
委 員 全 員	(議事録に署名・押印)
教 育 長	教育長の経過を報告する。 (令和3年2月26日～令和3年3月24日の経過を報告)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	小中学校の卒業式について、コロナ禍の関係で簡略化されたが、来年度以降は元に戻すものか、これからも今年度のような1時間程度の式とするのか。
教 育 長	基本的に校長には、元に戻すなど指示をしようと考えている。市長からのメッセージだけではなく、教育委員会からの告辞もメッセージという形で印刷物を配布する形でどうかと考えている。入学式も同様である。服装については、令和3年4月校長会で学校とPTAでよく話し合うよう校長に指示を出す予定である。来年度から全中学校の制服がブレザーに変わることから、そちらを活用していただいても良いだろうと考えている。そのような形でよろしいか。
委 員	(異議なし)
教 育 長	日程4、議案第13号「あま市小中学校あり方検討委員会要綱について」2月の定例会で一度検討いただきましたが、再検討となっていたもの。
学 校 教 育 課 長	前回の定例会でご指摘いただいた部分を修正し、再提出するものです。変更内容は、所掌事務において内容を列記していたものから、「小中学校の将来を見据えた学校のあり方」へ変更したこと、構成において「区、町内会及び自治会の代表者」から「市内に在住し、又は在勤する者」へ変更したことです。
教 育 長	委員候補については、学識経験者等に内々であたっているところです。今のところで推薦していただける方がいれば、お願いします。 (質疑等を許可)
委 員	前の適正化のときには、あま市立小中学校と、「立」が入っていたが、今回のものは、あま市小中学校と「立」が入っていないことについて。
教 育 長	事業名が、「立」が入らない名前となっていることから、今回のものには「立」が入っていない。「立」を入れた方が良ければ、いれるが、事業名として既に出ているものであるから、このとおりでよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	議案第13号「あま市小中学校あり方検討委員会要綱について」を承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	議案第14号「あま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」
学 校 給 食 セ ン タ ー 課 長	改正の趣旨は、給食センター機能の集約に伴い、教育部学校給食センター課の所掌事務を整理するもの。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	運搬とは、何を想定しているものか。

学校給食センター課長	調理済みの給食を小中学校や保育園に運搬することを想定している。運搬を加わえたのは、条例に倣ったもの。給食を調理し、各施設まで届けるところまでが学校給食センター課の業務であると明記するため。
委員	運搬は業務委託しているが、市の所掌事務としては学校給食センター課の業務であるということを明記するため、ということですね。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	議案第14号「あま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」を承認としてよろしいか。
委員全員	(異議なし)
教育長	議案第15号「押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則について」
学校教育課長	市全体の押印廃止に連動して、教育委員会関係のものを整理するもの。様式内のマル印を削除するもの及び条文内に「押印する」とあるものを削除するもの。
教育長	(以下概略を説明)
委員	(質疑等を許可)
委員	今回のものには、規則だけでなく要綱において定められている様式で、押印部分があるものも含まれているか。
教育長	規則についても、要綱についても網羅されている。
委員	残さなければならないものまで削除していないか。国から削除すべきものの例示がされているのか、各市町村の判断のみか。
学校教育課長	国から例示が出ている。
委員	残るものは、何が残るのか。他市から引っ越しをしてきた方が、前の自治体では押印がいらなかったのに、あま市に来たら押印を求められたとまらないかと心配したもの。
教育長	教育委員会関係では、残らない。市長部局では残るものもある。
学校教育課長	委任行為関係が残っている。
委員	学校内の書類の押印については、どうなるのか。
教育長	今回の押印廃止について、各学校の学校事務職員に検討をするよう指示をしている。
委員	出勤簿に押印が残っていないか。
学校教育課長	県費教職員の出勤簿には既に押印はない。市雇用の用務員等の職員の出勤簿には、押印が残っている。
教育長	決裁については押印が残る。回答しなければならない決裁については、押印は必要であると考えますが、回覧のみのものについては、省略化できないかと考えている。
委員	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
委員	議案第15号「押印を求める手続の見直しのための関係規則の整備に関する規則について」を承認としてよろしいか。
委員全員	(異議なし)
教育長	議案第16号「あま市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について」
学校教育課長	学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、令和2年

	1月、文部科学省が「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」を示した。この指針において、教育職員のサービスを監督する教育委員会が講ずべき措置として、この所管に属する学校の教育職員の在校時間等の上限等に関する方針を教育委員会規則等で定めることとされた。これに基づき、あま市立学校の教育職員の長時間勤務を是正し、その健康及び福祉を確保するとともに、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うため、教育職員が教育活動に関する業務を行っている時間を「在校等時間」とし、上限時間を設けて勤務時間管理の対象とする等の規則を新設するもの。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	先生方には、どのように指導するものか。
教 育 長	基本的には、勤務時間の見える化をしたうえで、子供たちの教育に携わる者としては、心身の健康を保つためには45時間を目指そうというもの。
	罰則化を企図したものではない。
	他にご質問はありますか。
委 員	45時間の根拠は。今まで80時間で調査をしていたと思うが、45時間では一日当たりにすると2時間ほどしかなく、1時間早く来て、1時間遅く帰れば、ほとんどの人が時間を超えてしまう。例えば登下校の指導や、部活動など。
教 育 長	80時間は最終ラインである。現状として45時間を超える人も多いが、以内の人もたくさんいる。国の書類に45時間と記載があった。努力義務として45時間を示しながら、80時間超については医師の面談を用意する。
	部活動の指導についてもガイドラインが示されている。
委 員	ある程度の時間を越えたら、医師のもとへ行かせるというような強い意志を示さないと、教育委員会の怠慢となるのではないか。
学 校 教 育 課 長	医師の面談を受けるかどうかは、労働者の権利であって、義務ではない。教育委員会は、受ける機会は作るが、当該教職員が応じるかは別な問題である。
委 員	最終的には先生ご本人の意思。最終的に教育委員会が責任を果たしたとするため、文書等で示した痕跡は残すべき。
教 育 長	ある程度、強い指導をしていかないといけないと考えている。
	議案第16号「あま市立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について」を承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	議案第17号「あま市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱について」
生 涯 学 習 課 長	あま市生涯学習推進計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市生涯学習推進計画策定委員会を設置するもの。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	パブリックコメントは予定しているのか。
生 涯 学 習 課 長	パブリックコメントは予定していない。
教 育 長	議案第17号「あま市生涯学習推進計画策定委員会設置要綱について」を承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	議案第18号「あま市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱について」
ス ポ ー ツ 課 長	あま市スポーツ推進計画を策定するに当たり、スポーツに関する施策を総合的

	かつ計画的に推進するため、あま市スポーツ推進計画策定委員会を設置するもの。 (以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	議案第18号「あま市スポーツ推進計画策定委員会設置要綱について」を承認 としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	議案第19号「後援申請について」2件(審議1件、報告1件)
生涯学習課長	①「あまっ子自習室」(あま市de学生まちづくり) 勉強場所を通じた居場所づくりを開催することで、子供たちの豊かなこころの 成長を育むことを目的とする。開催場所を自習室として開放し、学生スタッフが 参加者の相談や質問に乗るとともに、世代を超えた居場所づくりを行う。 市長部局では、既に後援申請は許可された案件です。 (以下概略を説明)
教 育 長	あま発未来創造塾のメンバーで、学生を中心に子供たちのための活動をしてい る団体です。同じメンバーが子ども食堂を予定していたりもしています。 (質疑等を許可)
委 員	とても難しい。ボランティア保険にも入っているようだが。市の事業ではなく、 後援申請ということで、責任の所在の問題がないか。
教 育 長	何かがあった時に、どこが責任をとれるのかという問題がある。学生だけなの で、そのあたりが心配なところ。参加者にケガ等の何かがあった時の対応は。 市は後援名義は許可したとのことだが。付帯事項をつけるか。
委 員	書類ではいくつかやっている事業のうち、本事業のみ後援申請をしているよう だ。何かあった時に、市や教育委員会に責任は発生するのか。主催、共催ではな くて、後援だからいいのか。
教 育 長	市民活動推進事業の補助金を得て実施している。ある意味、市のおすみつきは あると言える。その上で、教育委員会からも後援をもらいたいという形か。
委 員	学生がこういう思いでやることについては、心配するときはきりがないが、純粋な 気持ちを信じて、後押ししてあげたい。このような学生のボランティアを育てて いく土壌をつくっていったらいいのは、街づくりにもつながる。アドバイスとし て、ボランティア保険に入った方がよいであるとか支援や相談に乗っていくほう がよいのではないか。
教 育 長	大人サポーターとして3名のバックアップもある。
委 員	学生のことを思うのであれば、もっと市が積極的に介入していったほうがいい のでは。自習室に教育委員会が後援するのか。学校とは違う内容を教えたりした 場合はどうするのか。
教 育 長	教育委員会の後援を得て実施しているのであれば、何か逸脱したことをしてい るようであれば、話をする。実績報告をチェックしていく必要がある。 他に質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	①「あまっ子自習室」(あま市de学生まちづくり)への後援を承認としてよ ろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
生涯学習課長	②人権推進チャリティ「2021ふれあいライブ」(あま市文化の杜美和文化会 館)

	この件は指定管理者の「あま市文化の杜美和文化会館」が主催する。この団体には今年度内に別の企画で許可実績があり、今回の事業内容は初めて開催されるものであるが、問題がないことを確認したため、教育長専決処分で後援名義の使用を許可したことを報告する。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	報告ということで、よろしくお願ひします。
教 育 長	議案第20号「あま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」
学校給食センター課長	あま市立学校給食センター運営委員会規則第4条によって、小中学校長代表6名、小中学校PTA会長代表6名、教育委員2名、保育園代表1名に、あま市学校給食センター運営委員会の委員を委嘱する。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	議案第20号「あま市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について」を承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	日程5、その他報告事項について
	①あま市学校給食費事務取扱要領について
学校給食センター課長	学校給食法の規定に基づき市が実施する学校給食に係る学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるため、事務取扱要領を定めるもの。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	第5条において、10円で除した額とあるが、減じたの方が良くないか。
学校給食センター課長	「減じた」に変更する。
委 員	徴収についても、先生がやることには変わりはないのか。先生の仕事が減るわけではないか。
教 育 長	学年費等と一緒に学校が代わって徴収していただいているまま変わりはない。ただし、課題は多いが、市長部局と調整しつつ今後は公会計化に向けて進める予定である。
委 員	給食費未納の家庭への対応については、どこがやっているのか。
学校給食センター課長	中学校卒業後は、学校給食センターが行っている。基本的に当年度は各小中学校が行っている。次学年に進級した後は、学校給食センター課と学校とが協力して行っている。在校生であっても学校給食センター課が訪問面接し、就学援助や児童手当からの充当等について保護者に説明することもある。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	①あま市学校給食費事務取扱要領についてを承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	②あま市通級指導教室実施要領の一部改正について
学校教育課長	通級指導教室を新たに設置するため、あま市通級指導教室実施要領の一部を改正するものです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)

教 育 長	②あま市通級指導教室実施要領の一部改正についてを承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	③令和3年度学校医等の委嘱について
学 校 教 育 課 長	令和3年度の学校医等の内訳です。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	④令和3年度あま市学校給食センター物資選定委員会委員について
学 校 給 食 セ ン タ ー 課 長	令和3年度のあま市学校給食センター物資選定委員会の委員構成です。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	⑤令和3年度美和図書館運営協議会委員について
生 涯 学 習 課 長	令和3年度の美和図書館運営協議会の委員の委嘱についてです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	⑥令和3年度生涯学習施設免除団体について
生 涯 学 習 課 長	令和3年度の生涯学習施設の免除団体についてです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	一部、団体名ではなくて行事名になっていないか。
生 涯 学 習 課 長	確認して訂正します。
教 育 長	そのように。他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	⑦令和3年度体育施設及び市立小中学校体育施設スポーツ開放施設免除団体に
	ついて
ス ポ ー ツ 課 長	令和3年度の体育施設、市立小中学校体育施設及びスポーツ開放施設の免除団
	体についてです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	こちらも、先の生涯学習施設と同じように、一部が団体名ではなく行事名であ
	る疑いがありますので、確認して訂正します。
	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	他はよろしいか。では、公開部分を終了する。
	議案第21号から議案第22号、その他非公開案件については秘密会とし、あ
	ま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議録についても非公開とする。
	(傍聴人なし)
【次回予定】	・令和3年4月21日(水) 午後2時 定例会
	(美和総合福祉センターすみれの里 2階 集会室)
	【閉会時刻：午後4時00分】